

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：射水市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与格差 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外	77.6%
全ての職員	65.6%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与格差 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	91.5%
課長相当職	90.2%
課長補佐相当職	96.7%
係長相当職	98.0%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与格差 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	79.5%
31～35年	88.9%
26～30年	89.1%
21～25年	91.8%
16～20年	93.4%
11～15年	84.7%
6～10年	78.8%
1～5年	80.5%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当額に占める男性の割合は85.9%である。

管理職手当について、男性に支給している場合が多く、管理職手当額に占める男性の割合は79.6%である。

勤続年数15年までは、他病院からの医師の人事異動者の影響が大きく、その影響を除いた場合の男性の給与に対する女性の給与の割合は、1～5年90.9%、6～10年90.1%、11～15年95.9%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

当該職員のうち、男性は7割、女性は9割が短時間勤務であるため、女性の給与水準が低い傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長部局、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会、消防本部）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。